【9月申出手続き】農振除外事務の流れ（タイムテーブル）≪標準的な場合≫

事前協議 除外等申出受付	事前協議 Ｒ８．８．３～８．８．31 申出書受付 Ｒ８．９．１～９．24	事前協議を了したものを対象に、窓口受付時に書類に不備がないか確認のうえ申出書及び添付書類を受付します。
変更原案の作成 庁内変更協議	準備含め３週間程度 締切後～10月中旬	庁内関係課（建築課、都市計画課、農業委員会事務局等）へ意見照会を行います。
関係機関意見照会	準備を含め1.5か月程度 10月中旬～11月下旬	関係機関照会先：農業委員会、ＪＡ、土地改良区 ※対象地区により所管のＪＡ、改良区あて文書照会 ※農業委員会については別途対応必要。 総会に出席し、案件ごとに説明を行います。
県事前協議	準備を含め１か月程度 11月中旬～12月中旬	農産普及課あて関係資料提出。 ※添付資料については県が作成した手引きを参照。 ※転用許可申請面積が４haを超えるものは、湖北農業農村振興事務所から県農政課へ別途協議される。
11条公告 （縦覧期間30日間） （異議申立期間15日間）	45日間 12月下旬～２月上旬	公告日の翌日から起算しての日数。終了日が閉庁日の場合は翌日が終了日。
県本協議	準備含め２週間程度 ２月上旬～２月中旬	農産普及課あて関係資料提出。 ※添付資料については県が作成した手引きを参照。
12条公告	準備含め１週間程度 ２月下旬	公告の写しを添付し、申請者あてに除外の手続きが完了した旨を通知。
除外手続き完了		
農政局報告	準備含め１週間程度 ２月下旬	近畿農政局長あて関係資料を添付して農業農村振興事務所農産普及課へ提出。 ※添付資料については県作成の手引きを参照。

同時進行可